

新座市立新座中学校

いじめ防止基本方針

令和6年4月

1. 趣旨

本学校いじめ防止基本方針は『いじめ防止対策推進法』（平成25年法律第71号）13条に基づき、生徒が安心して学校生活を営める学校づくりに努めるとともに、いじめ防止等の対策を全教職員が一丸となって効果的に進めることができるよう新座市立新座中学校におけるいじめ防止対策に関わる基本的な方針及び実効性のある防止対策・実施計画・実施体制について定めるものである。

2. 方針

「いじめ」は「重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である」と捉える。いじめ防止のために、教職員は生徒に相互に心が通じ合うようなコミュニケーション能力を育成し、主体的で規則正しい態度で授業や学校行事に参加し、活躍できる授業や集団づくりを行い、未然防止を図る。しかし、「いじめ」は「どこの学校・学級にも、いつでも、だれにでも起こりうる人権に関わる重大な事件であること」を常に認識し、いじめの発生を防ぐとともに、いじめの早期発見に努め、いじめが発生した場合にはその解決に向けて迅速かつ有効な対応に全力であたる。

- (1) 「いじめ」は「重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である」という認識の指導の徹底
- (2) いじめの早期発見及び迅速かつ組織的な対応の徹底
- (3) いじめられている子どもに寄り添った親身な指導の徹底
- (4) 重篤ないじめは犯罪であるという認識を持たせる指導の徹底
- (5) 関係者及び関係機関との連携を図った指導の徹底

3. いじめの定義と様態

(1) 定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法に、「当該生徒が、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されている。当該行為がいじめに該当するか否かは、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた側の生徒の立場に立って判断する。

(2) 様態

- ・ 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを受ける
- ・ マスクの着脱に関するからかいや誹謗中傷などを受ける
- ・ 特定の疾病の罹患に関するからかいや誹謗中傷などをされる

4. 組織

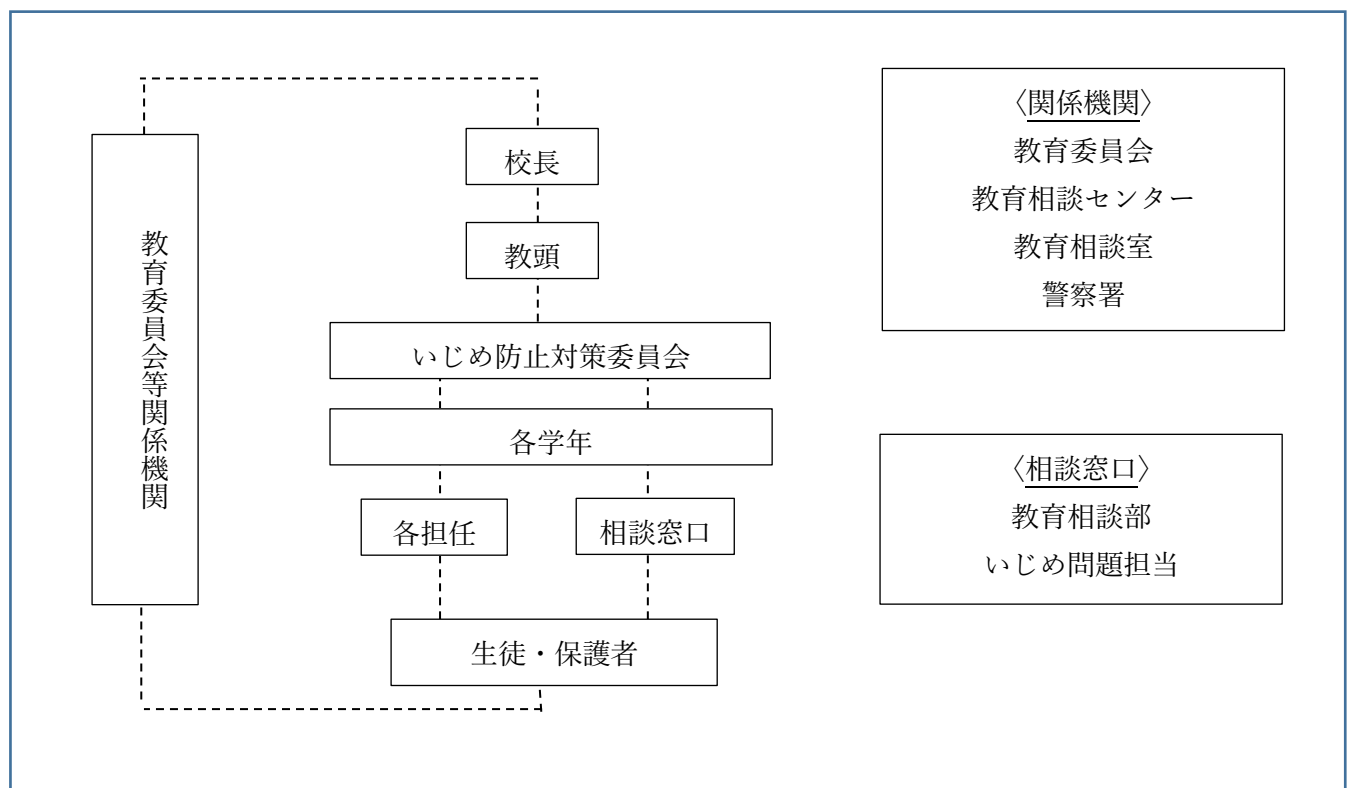
学校は、いじめの防止及び早期発見・早期解決のため全校をあげて組織的・計画的に取り組む。このいじめ防止等の対策のための中心となる組織として、『いじめ防止対策委員会』を組織する。

- ・『いじめ防止対策委員会』のメンバーは <校長・教頭・主幹教諭または教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・いじめ担当者・各学年生徒指導担当者> とする。
- ・いじめ防止対策委員会の委員長は校長とする。副委員長は教頭とする。なお、担任やさわやか相談員や支援員等関係者を加えることができる。
- ・相談窓口は教育相談部とする。
- ・毎月はいじめの実態調査は生徒指導部いじめ問題担当とする。

(1) いじめ防止対策委員会の活動内容

- ①いじめ防止基本方針に基づく取組や実施、具体的な活動計画の作成・実施、検証、修正
 - ②いじめに関する相談や通報の窓口
 - ③いじめの疑いについての情報や生徒の問題行動に係る情報収集や記録等
 - ④いじめ事案に対する組織的な対応
- ※定期的に開催するとともに、必要に応じて委員長が臨時に開催する。

(2) いじめ防止対策に関わる相談・指導体制関連図



5. 『いじめ防止対策委員会』を中心に学校が行うこと

(1) いじめを未然に防止するために行うこと

- ①規律ある態度を養い、生徒が主体的に授業や諸活動に取り組み、安心・安全な学校生活が送れるようにする。
- ②わかる授業を行い、すべての生徒が参加し、活躍できる授業を行う。
- ③温かな人間関係をはぐくむ学級経営を行い、生徒が自己存在感・自己有用感を味わえる学級運営を行う。（居場所づくり）
- ④すべての教育活動において人権を尊重し、お互いを認め合える生徒の育成を図る。
- ⑤体育祭や合唱祭等の学校行事を活性化し、人間関係の幅を広げさせる。
- ⑥社会体験活動や交流体験活動を充実させ、生徒が自ら気づき、学ぶ体験をさせる。
- ⑦生徒会活動を推進し、「いじめ撲滅」を宣言するとともに、「いじめをしない・させない・許さない学校づくり」を行う。
- ⑧いじめに係る校内研修会をいじめ防止対策委員会の指導のもと開催する。
（いじめの防止に係る内容・いじめの早期発見・早期対応に係る内容・いじめの指導に係る内容等）
- ⑨いじめに係る校内研修会を定期的に開催し、いじめの防止及び早期発見に努める。また、いじめを解決するために事例研究を実施し、指導力の向上を図るとともに、教職員の資質向上を推進する。
- ⑩情報リテラシーに関する教育を充実させ、SNSなどを利用したネットいじめ等の事例などを紹介、モラルやマナーの向上を図る。
- ⑪道徳、人権教育を各教科や特別活動の中で横断的に行い、生徒の道徳的規範や人権意識の向上に努める。

(2) いじめを早期に発見するために行うこと

- ①生徒の観察を励行し、生徒の変化や状況について把握する。
（生活ノートや観察の視点・チェックリスト活用等）
- ②教職員間で定期的な情報交換の場を持ち、生徒の状況についての共通理解を図る。
- ③毎月一回、いじめに関するアンケートを実施する。
- ④生徒を対象とした教育相談週間を設け、個人面談を必要に応じて行う。
- ⑤さわやか相談員を活用して、生徒・保護者の相談機会を設ける。
- ⑥保護者会などを通じて、保護者との連携、情報交換の機会を設ける。
- ⑦いじめ防止対策委員会の定例会を学期ごとに開催する。また、必要に応じて臨時会を開催する。
- ⑧学年会議において、生徒の情報交換を必ず行い、生徒の変化を掌握して、いじめの防止及びいじめの早期発見に努める。
- ⑨保護者に「いじめ発見」チェックリストを学期ごとに配布し、各家庭での指導を促す。

(3) いじめを発見した後に、早期解決を図るために行うこと

①被害生徒への支援を行う。

- ・必ず守ることを伝えて、安心感を与え、安全を確保する。
- ・いじめのつらさを受容し、共感的に理解する。
- ・不信感を抱いている人間関係の回復を支援する。

②加害生徒への指導および支援を行う。

- ・いじめに係る客観的な情報を収集し、事態に応じて適切な措置を執る。
- ・必要に応じて、教育委員会や教育相談室等と連携し、出席停止等の措置を含めて、具体的な対応策を検討し、警察や児童福祉機関等の外部機関と連携して指導にあたる。
- ・いじめは人間として決して許されない、恥ずべき行為であることを理解させ、直ちにいじめを止めさせる。
- ・人権と命の大切さを理解させる。
- ・いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、該当者に寄り添い、心の成長を促す指導を継続する。

③周りの生徒へ指導する。

- ・いじめは他人事ではないことを理解させる。
- ・いじめを知らせる勇気を育てるとともに、傍観者やはやし立てる行為はいじめであることを理解させる。

④学級全体への指導

- ・いじめを許さないという毅然たる教師の姿勢を示す。
- ・話し合いを通していじめについて考えさせる。
- ・正義が通る学級づくりを進める。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を充実させて、好ましい人間関係を築く。

⑤保護者へ対応する。

被害生徒の保護者への対応

- ・速やかに家庭訪問し、状況を正確・丁寧に説明する。
- ・指導方針を説明し、学校は子どもを守るという姿勢を強く伝える。
- ・保護者の気持ちを受容し、協力して対応にあたる。

加害生徒の保護者への対応

- ・速やかに家庭訪問し、いじめの事実・状況を正確に説明する。
- ・指導方針を説明、いじめの深刻さを理解していただき、協力し生徒の指導にあたる。
- ・いじめは許されない行為であることを理解していただく。
- ・家庭教育の在り方について一緒に考え、助言する。

(4) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策委員会が中心となり、直ちに、新座市教育委員会に報告するとともに、新座市教育委員会と連携して事実関係を明らかにするための調査を速やかに行う。

校長は上記調査結果を受け、教育委員会へ調査結果を報告するとともに、指導を受けながらその解決に向けて取り組む。また、臨時全校集会や臨時保護者会等の必要な措置を執る。また、「いじめ」が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには、躊躇なく所轄警察署と連携して対応する。

※「重大事態」とは「いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や相当期間学校に登校することができないことが余儀なくされている場合、もしくはこのような疑いがある時」を言う。

6. インターネットを通じて行われるいじめの防止対策

生徒がインターネット上でのいじめを受けないようにするために、以下の取組をする。

①ネットトラブル等を題材として、学級活動における指導を行う。

インターネット利用の際のマナーや約束事、危険性について指導し、その理解を深める。

②ネットトラブルに関する講演会を行う。

生徒や保護者にネットトラブル等の危険性について意識啓発を図るため、警察職員、電気通信事業者等による講演会を実施する。

③フィルタリングの必要性について、生徒及び保護者に対し、機会を捉えて意識啓発を図る。

④PTAが主体となってネットトラブル等の防止のための取組を行う場合は、学校も協力し、取組の支援を行う。

⑤小・中学校が連携し、「家庭内における使用時間の制限」の協力について、家庭に呼びかける。

7. いじめの防止対策に関わる学校評価の実施

「いじめの防止対策が適切に実施され、成果が上げられているか」について、年度末に学校自己評価を行うとともに、その評価結果に基づいた成果と課題及び改善策を学校運営協議会及び教育委員会に報告する。

8. いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等について

いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校が判断することは、困難なことも多いため、早期に警察に相談又は通報を行う場合がある。

児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めるものとする。

なお、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例については、以下の通りである。

（令和 5 年 2 月 7 日 文科初第 2121 号 通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」より）

- ①ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- ②無理やりズボンを脱がす。
- ③感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
- ④断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- ⑤断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ⑥断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- ⑦靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- ⑧財布から現金を盗む。
- ⑨自転車を壊す。
- ⑩制服をカッターで切り裂く。
- ⑪度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- ⑫本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- ⑬特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- ⑭同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
- ⑮同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- ⑯同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。
- ⑰同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。
- ⑱友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- ⑲元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。